

**令和 8 年度 町単独事業 固定資産家屋評価補助業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1. 趣旨**

この実施要領は、川根本町が令和 8 年度町単独事業固定資産家屋評価補助業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

**2. 業務の名称**

令和 8 年度 町単独事業 固定資産家屋評価補助業務

**3. 業務内容**

令和 8 年度 町単独事業 固定資産家屋評価補助業務仕様書のとおり(別添)

**4. 業務期間**

令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

**5. 見積限度額**

業務委託料は 1,254 千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

**6. 選定方法**

公募型プロポーザル方式による。

**7. 契約方法**

提出書類を基に、公募型プロポーザル方式により決定する。

併せて、仕様書(案)を基に参考見積書の提出を求める。

事業者決定後、業務委託の契約を締結する。

**8. プロポーザル参加資格**

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 川根本町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (7) 静岡県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

## 9. 申込方法

- (1) 実施要領及び提出様式の告知
  - 告知日 : 令和8年6月5日(金)
  - 告知場所 : 川根本町ホームページ
- (2) 質問の受付及び回答
  - 受付期間 : 令和8年6月12日(金)まで
  - ※質問票(様式6)により、電子メールにより送信すること。
  - 回答期間 : 個々に関わる事項以外は、6月17日(水)までにホームページに掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出
  - ア 提出書類
    - ①企画提案書(様式1)
    - ②事業計画書(様式自由)
    - ③業務スケジュール表(様式自由)
    - ④業務実施体制(様式2)
    - ⑤関連業務の実績(様式3)
    - ⑥見積書(内訳書)(様式自由)
    - ⑦会社等概要書(様式4)
  - イ 提出部数
    - 上記の提出書類 PDF データまたは書面 1部**
  - ウ 提出期限
    - 令和8年6月30日(火)午後5時まで
    - ※企画提案書等の提出は、電子メール、郵送又は持参すること。**
    - 郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

- (4) 提出先及び問い合わせ先  
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627  
川根本町役場 税務住民課 税務室  
電話：0547-56-2223 FAX：0547-56-1117  
E-mail：zeimu-jumin@town.kawanehon.lg.jp

## 10. 審査に関する事項

- (1) 提案書による審査  
提出された企画提案書(様式1)等による。  
審査にあたっては、別表「選定基準」に基づき、町の事務局により審査を実施する。
- (2) 書類提出を受けての審査  
提出業者によるプレゼンテーションを実施する。  
ア 開催日：令和8年7月15日(水) ※開始時間は後日連絡  
イ 開催場所：静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場内  
ウ 出席者：プレゼンテーションは、実際に従事する担当者が同席し、3人以内とする。  
エ 所要時間：1事業者あたり30分以内(質疑応答含む)  
オ その他：  
・説明にあたり、企画提案書などに記載のない新たな提案は認めない。  
・順番は企画提案書の受付順とする。  
・応募者が1者のみの場合においても、書類審査及びプレゼンテーションを実施し可否を決定する。
- (3) 審査結果  
ア 得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。  
イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。  
ウ 審査結果については、実施者全員に連絡する。  
エ 審査結果(内容)に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けないものとする。
- (4) 委託契約の締結日  
令和8年7月下旬 予定

## 11. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) 実施要領における諸条件に違反した場合

## 12. その他

- (1) 提出費用、書類等に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、審査結果の公表等に必要な場合には、川根本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

表 評価基準

区分	評価項目	評価基準
1	方法、手法	業務の目的、業務仕様を十分に理解し、的確なビジョンのもとに方法を提案している。
2	企画力、説得力	本業務のビジョンや実施方法に独自性や創造性をもって立案しているか。
3	適切性、実現性	施方法が法令や本町の特性を踏まえたものであり、業務の目的を達成する内容となっているか。また、実施方法に実現が不可能であると思われる内容がないか。
4	実施体制	業務の執行や実施の体制は適切であるか。委託者、需要者の要求や問い合わせなどに適切に対応できる体制となっているか。
5	コスト評価	業務の実施に対して適当な経費配分がなされ、事業コストに配慮された内容となっているか。
6	総合力	業務に対する提案に対して、これまでの業務内容を加味して、受託者としての能力を判断する。